

はじめに



近年、急速に進行する少子化や核家族化など、地域のつながりが希薄化しているなかで、子育てに不安や孤立感を感じるなど、子どもや家庭を取り巻く環境が大きく変化してきています。また、経済的な理由等により共働き家庭が増えるなど、子育て中の母親の就業率も高まっていることから、保育ニーズの多様化が進み、社会全体で子ども・子育てを支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが求められています。

国では、すべての子どもの良質な成育環境を保障して、子育て家庭を社会全体で支援するため、平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」を制定しました。この法律では、市町村において新たな子ども・子育て支援事業計画を策定し、幼児期の教育、保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していくこととされています。

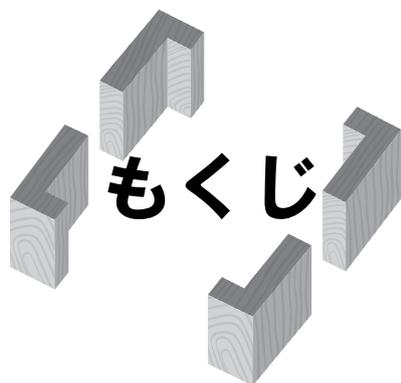
このため、市では「いつでも親子の笑い声が聞こえるまち、くらしに感動ができるまち、とわだ」を基本理念とした、平成27年度からの5年間の第1期として、新たに「十和田市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

本計画は、これまでの次世代育成支援行動計画を踏まえ、より一層幼児期に質の高い学校教育・保育を総合的に提供し、地域の子ども・子育て支援を充実させ、すべての子どもが健やかに成長できる社会の実現をめざすとともに、行政や関係機関、地域が連携して、子育てに安全・安心な環境のまちづくりを推進してまいります。

結びに、本計画の策定にご尽力いただきました十和田市子ども・子育て支援会議委員の皆様にご心からお礼申し上げますとともに、本計画推進に当たり、引き続きご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成27年3月

十和田市長 小山田 久

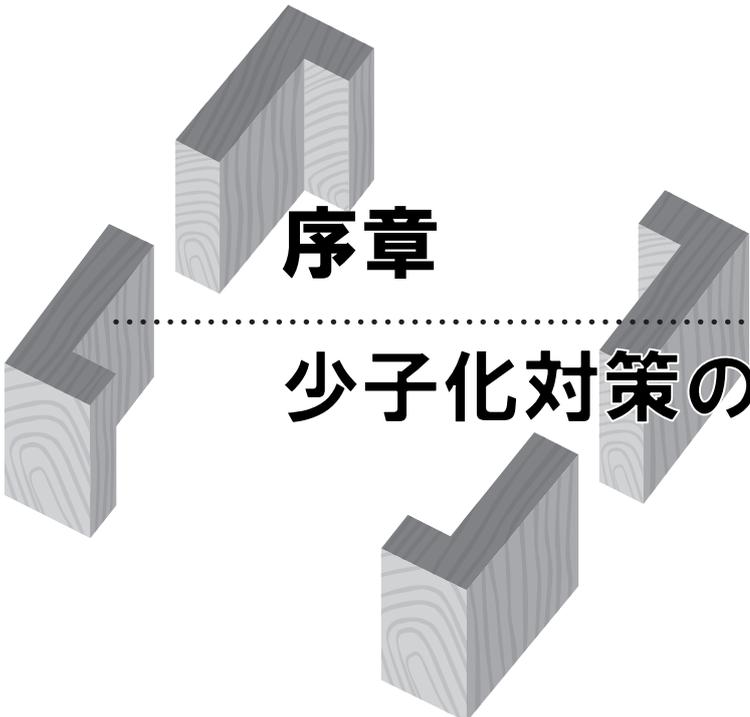


序章 少子化対策の背景と新制度の概要	3
1 国における少子化対策の経緯	3
2 新たな子育て支援制度の背景	4
(1) 新制度の主なポイント	4
(2) 子ども・子育て会議の設置	5
(3) 新制度の全体像	6
3 新制度の事業体系	7
(1) 子どものための教育・保育給付	7
(2) 地域子ども・子育て支援事業の種類	8
(3) 保育の必要性の認定について	8
4 新制度における公費の仕組み	10
(1) 施設型給付の算定方法	11
第1章 計画策定にあたって	15
1 計画策定の趣旨	15
2 計画の位置づけ	15
3 他計画との関係	16
4 計画期間	16
5 計画の策定体制と市民意見の反映	17
6 県や近隣市町村との連携	17
第2章 子ども・子育て支援の現状と課題	21
1 本市における人口と子ども人口の状況	21
(1) 人口と子ども人口の推移	21
(2) 合計特殊出生率の推移	22
2 子育て家庭の状況	23
(1) 子育て世帯の推移	23
(2) 子育て世帯の子ども人数と主な保育者	24
3 就労状況	26
(1) 本市の就業率	26
(2) 母親の就労状況	27
4 子育て支援事業の提供体制と利用状況	29
(1) 子育て支援事業の提供体制	29

(2) 子育て支援事業の利用状況.....	30
5 次世代育成支援行動計画の進捗評価.....	32
6 本市における課題の整理.....	34
第3章 計画の基本理念と基本目標.....	37
1 計画の基本理念.....	37
2 計画の基本目標.....	38
3 施策の体系図.....	39
第4章 子ども・子育て支援の事業展開.....	43
1 教育・保育事業の提供区域.....	43
2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の推計.....	45
(1) 推計の手順.....	45
(2) 子ども人口の推計.....	46
(3) 家庭類型（現状・潜在）別児童数の算出.....	47
(4) 教育・保育事業のニーズ量見込み.....	48
(5) 地域子ども・子育て支援事業のニーズ量見込み.....	49
3 施設型事業.....	50
(1) 教育施設（幼稚園、認定こども園）.....	50
(2) 保育施設（認可保育所、認定こども園、地域型保育事業）.....	50
(3) 認定こども園【再掲】.....	51
4 地域型保育事業.....	53
(1) 小規模保育事業.....	53
(2) 家庭的保育事業.....	53
(3) 事業所内保育事業.....	53
(4) 居宅訪問型保育事業.....	53
(5) 認可外保育施設.....	53
5 相談支援事業.....	54
(1) 利用者支援事業.....	54
(2) 地域子育て支援拠点事業.....	54
6 訪問系事業.....	56
(1) 乳児家庭全戸訪問事業.....	56
(2) 養育支援訪問事業.....	56
7 通所系事業.....	57

(1) 子育て短期支援事業.....	57
(2) 一時預かり事業.....	57
(3) 時間外保育事業（延長保育事業）.....	58
(4) 病児保育事業.....	59
(5) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）.....	59
8 その他事業.....	62
(1) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）.....	62
(2) 妊婦健康診査.....	62
(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業.....	63
(4) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業.....	63
第5章 次世代育成支援の施策展開.....	67
基本目標1 地域における子育ての支援.....	68
推進施策1 保育サービスの充実.....	68
推進施策2 地域における子育ての支援.....	69
推進施策3 子育て支援ネットワークづくり.....	70
推進施策4 児童健全育成支援の充実.....	71
基本目標2 親と子の健康確保および増進.....	72
推進施策1 こどもや母親の健康の確保.....	72
推進施策2 食育の推進.....	73
推進施策3 思春期保健対策の充実.....	73
推進施策4 小児医療体制の整備.....	74
基本目標3 子どもの心身の成長に資する教育環境の整備.....	75
推進施策1 次代の親の育成.....	75
推進施策2 子どもの生きる力の育成にむけた学校教育の整備.....	75
推進施策3 家庭や地域の教育力の向上.....	75
推進施策4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進.....	75
基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備.....	77
推進施策1 安全な道路交通環境の整備.....	77
推進施策2 安全で安心できるまちづくりの推進.....	77
基本目標5 子育てと仕事の調和の実現.....	78
推進施策1 多様な働き方の実現及男女共同参画社会の推進.....	78
推進施策2 仕事と家庭の調和.....	78
基本目標6 子ども等の安全確保.....	79

推進施策1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進.....	79
推進施策2 子どもを犯罪の被害から守るための活動の推進.....	79
推進施策3 被害に遭った子どもの保護の推進.....	79
基本目標7 要保護児童へのきめ細やかな取り組みの推進.....	81
推進施策1 児童虐待防止対策の充実.....	81
推進施策2 ひとり親家庭等の自立支援の推進.....	81
推進施策3 障害児施策の推進.....	81
第6章 計画の推進体制.....	85
1 庁内体制の整備.....	85
2 家庭・地域における取り組みや活動との連携.....	85
3 市民および企業等への広報・啓発.....	85
4 計画の進行管理および計画の点検・評価.....	85
資料編.....	89
1 十和田市子ども・子育て支援会議条例.....	89
2 委員名簿.....	90
3 会議の開催日と審議内容.....	91



序章

少子化対策の背景と

新制度の概要

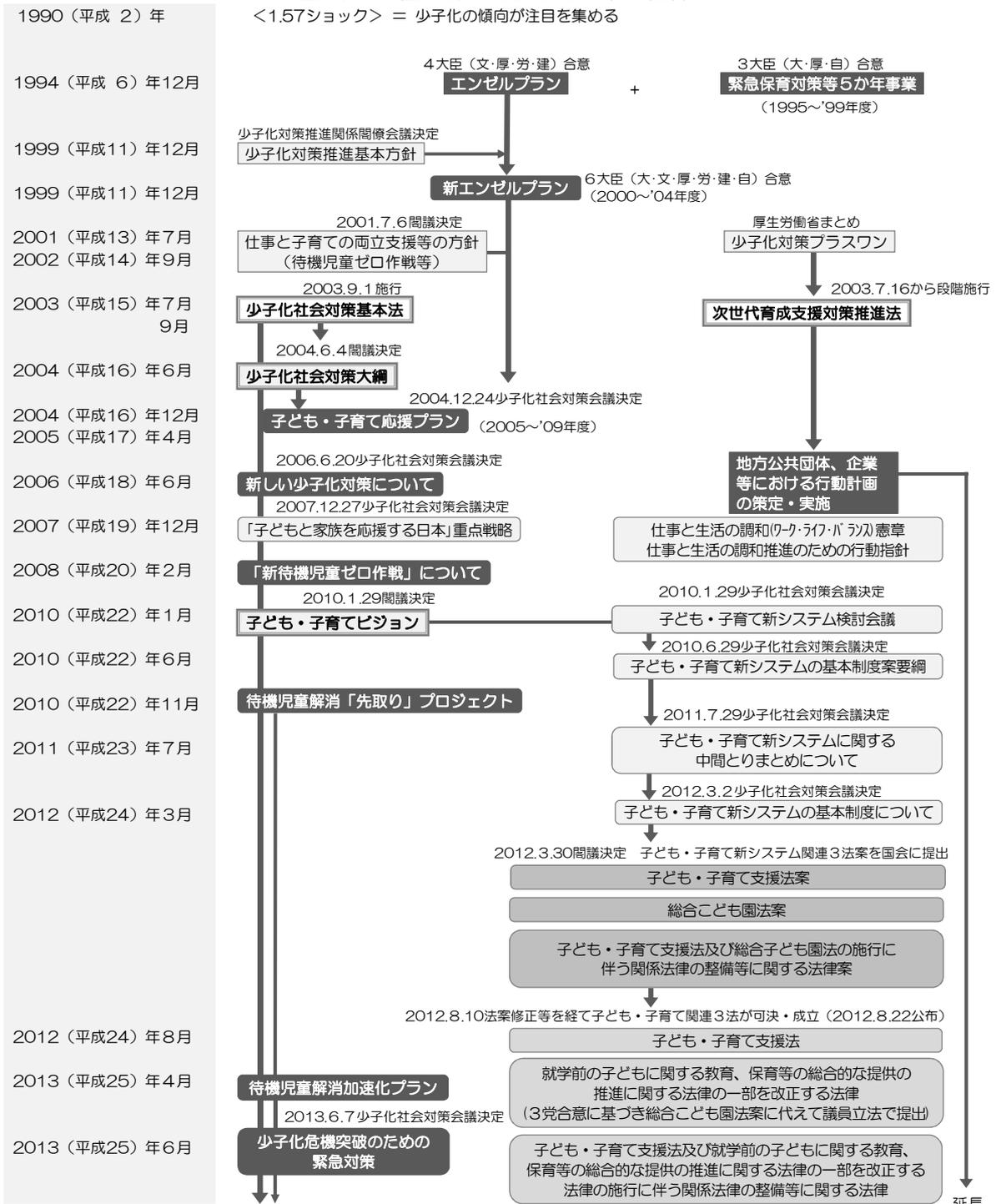


序章 少子化対策の背景と新制度の概要

1 国における少子化対策の経緯

国がこれまで実施してきた経緯は下図のとおりですが、効果はあったものの少子化傾向にまだ歯止めがかからないために、子ども・子育て新システム関連3法が誕生しました。

図 序.1 国における少子化対策の経緯
<1.57ショック> = 少子化の傾向が目目を集める



資料：内閣府発行「平成26年版少子化社会対策白書」より



2 新たな子育て支援制度の背景

現在、我が国では出生率の低下に伴い少子化が進んでいます。子どもや子育てをめぐる環境は厳しく、核家族化や地域のつながりの希薄化により、子育てに不安や孤立感を覚える家庭も少なくありません。

また、都市を中心に多くの待機児童が生じていることや、子育てと仕事を両立できる環境の整備が必ずしも十分でないこと等が問題となっており、そうした状況を前に、子どもが欲しいという希望を叶えられない人が多い現状が見受けられます。もとより、幼児教育や保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う上で重要なものであり、質の高い幼児教育や保育を地域のニーズに応じて、総合的に提供することが重要とされています。

(1) 新制度の主なポイント

■ 保育の量的拡大・確保

認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」及び小規模保育、家庭的保育等への給付である「地域型保育給付」の創設があげられます。

新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所に共通の給付である「施設型給付」を創設し、財政支援を一本化することとされています。

また、「地域型保育給付」を創設し、6人以上19人以下の子どもを預かる「小規模保育」、5人以下の子どもを預かる「家庭的保育（保育ママ）」や子どもの居宅において保育を行う「居宅訪問型保育」、従業員の子どものほか地域の子どもを保育する「事業所内保育」の4つの事業について財政支援の対象とすることとしました。

こうした多様な保育を財政支援の対象とする「地域型保育給付」を創設することにより、特に待機児童が多く、施設を新設する場所を確保することが困難な都市部における保育の量の拡大と、子どもの数が減少傾向にあり施設の維持が困難である地域や、施設までの距離が遠いなど利用が困難な地域における保育の確保が可能となります。

さらに新制度では、給付の創設に併せて、従来の保育所などの認可制度が改善されます。客観的な認可基準に適合し、必要な条件を満たす場合※には、原則として認可するという透明性の高い認可の仕組みとすることで、特に大都市部での保育需要の増大に機動的に対応することとされています。市町村は、認可施設・事業に対し、施設等の利用定員を定めるなどの「確認」を行い、給付を実施することとなります。

※ 必要な条件を満たす場合であっても、欠格事由に該当する場合や需給調整が必要な場合は除きます。

■ 認定こども園制度の改善

今回の制度改正では、認定こども園の類型の一つである「幼保連携型認定こども園」を、学校及び児童福祉施設の両方の法的位置づけをもつ単一の認可施設とし、認可や指導監督等を一本化することなどにより、二重行政の課題などを解消し、その設置の促進を図るこ

ととされています。

また、財政措置についても、「幼保連携型」以外の「幼稚園型」「保育所型」「地方裁量型」を含む4類型すべてが「施設型給付」の対象となります。

■ 地域の子ども・子育て支援の充実

保育が必要な子どもがいる家庭だけでなく、すべての家庭を対象に地域のニーズに応じた多様な子育て支援を充実させるため、市町村は事業計画を策定し、その計画に基づき、保護者が地域の教育・保育、子育て支援事業等を円滑に利用できるよう情報提供・助言等を行う利用者支援や、子育ての相談や親子同士の交流ができる地域子育て支援拠点事業・一時預かり事業・放課後児童クラブなど、市町村が行う事業を新制度では「地域子ども・子育て支援事業」として法律上に位置づけ、財政支援を強化して、その拡充を図ることとされています。

(2) 子ども・子育て会議の設置

新制度では、有識者、地方公共団体、子育て当事者、子育て支援当事者などが子育て支援の政策プロセス等に参画・関与できる仕組みとして、内閣府に「子ども・子育て会議」を平成25年4月に設置し、子ども・子育て支援の意義や事業計画の記載事項等について定める「基本指針」及び各種の基準等について、順次検討を行っています。

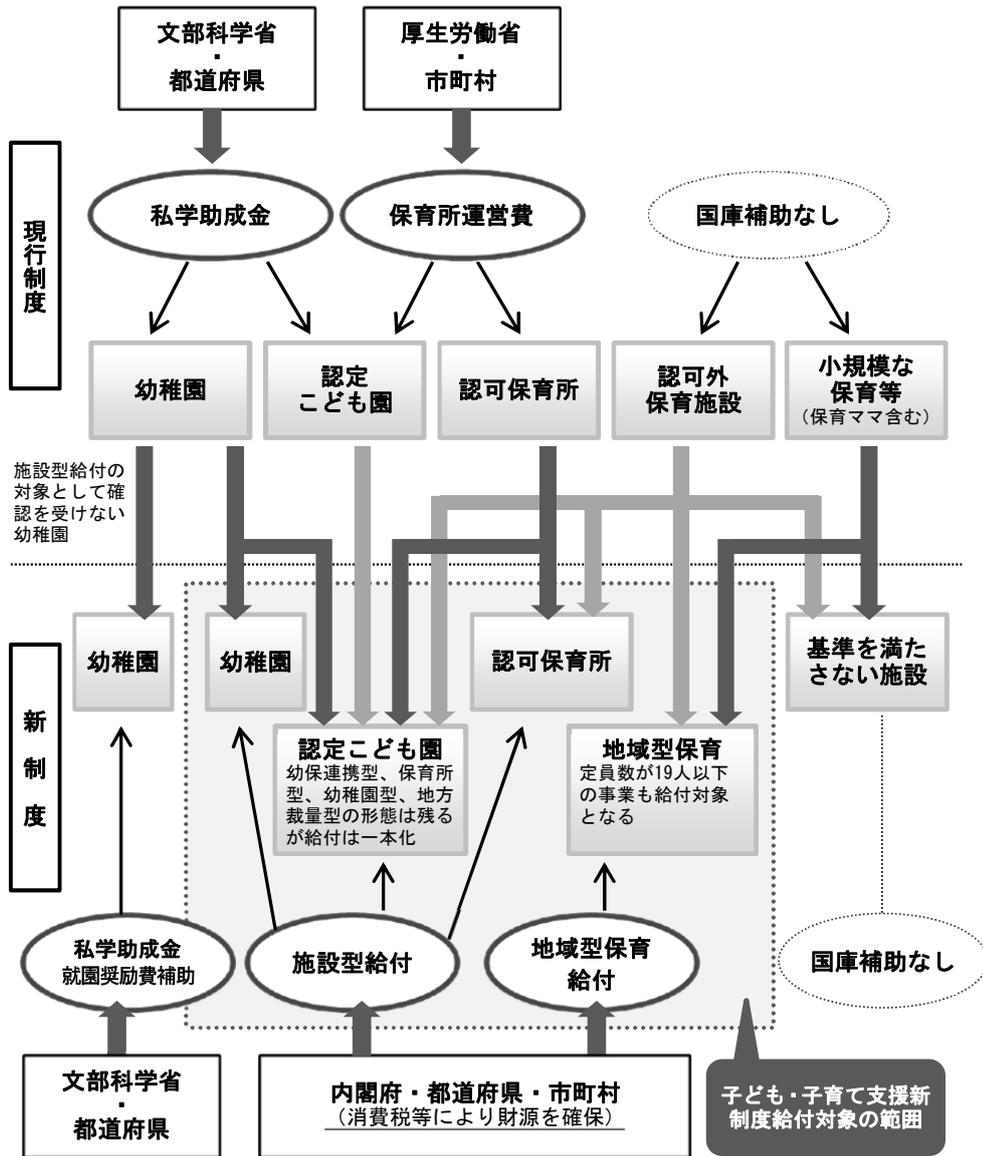
また、市町村や都道府県においても、新制度の実施に関し調査審議等を行うための審議会その他の合議制の機関を置くよう努めることとされています。



(3) 新制度の全体像

『子ども・子育て支援新制度』とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」「認定こども園法の一部改正法」「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の子ども・子育て関連3法に基づく制度のことをいいます。主なポイントは「保育の量的拡大・確保」「認定こども園の普及」「地域子ども・子育て支援の強化」です。

図 序.2 現行制度から新制度への移行



資料：国子ども・子育て会議資料

3 新制度の事業体系

幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園・保育所・認定こども園・小規模保育等の施設等を利用した場合に給付対象となります。

給付費が確実に子育てで支援に使われるようにするため、保護者への直接的な給付ではなく、各施設等が代理で給付を受け、保護者は施設等からサービスを受ける仕組み（法定代理受領）となります。給付は「施設型給付」と「地域型保育給付」に分かれます。

(1) 子どものための教育・保育給付

■ 施設型給付

施設型給付の対象事業は、「認定こども園」「幼稚園」「認可保育所」等の教育・保育施設*です。市町村が保護者に対して施設型給付費を支給することになります。

ただし、施設型給付は、次の2つの給付構成が基本となっています。

- a. 満3歳以上児に対する標準的な教育時間及び保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付
- b. 満3歳未満児の保護者の就労時間等に応じた保育に対応する給付

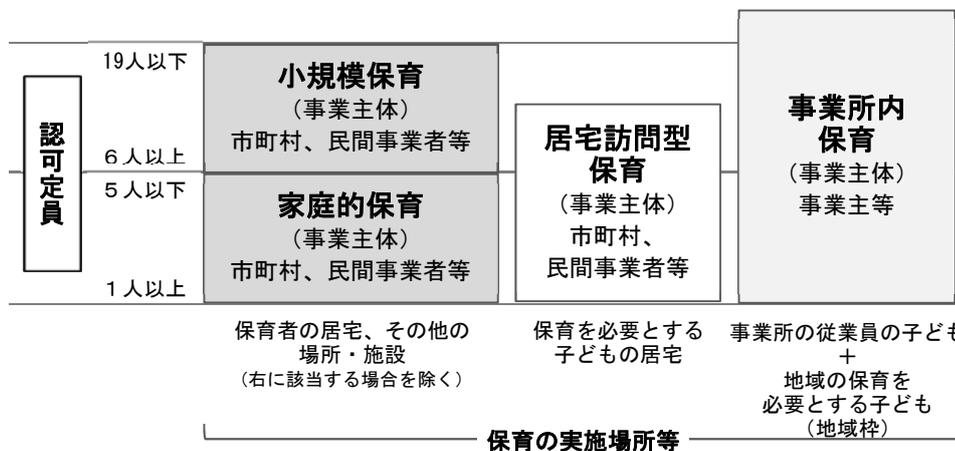
*私立保育所については、現行どおり、市町村が保育所に委託費を支払い、利用者負担の徴収も市町村が行うものとなります。

■ 地域型保育給付

新制度では定員が19人以下の保育事業について、市町村による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。

地域型保育給付対象事業は、「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「居宅訪問型保育事業」「事業所内保育事業」の4種類から構成されます。

図 序.3 地域型保育事業の構成



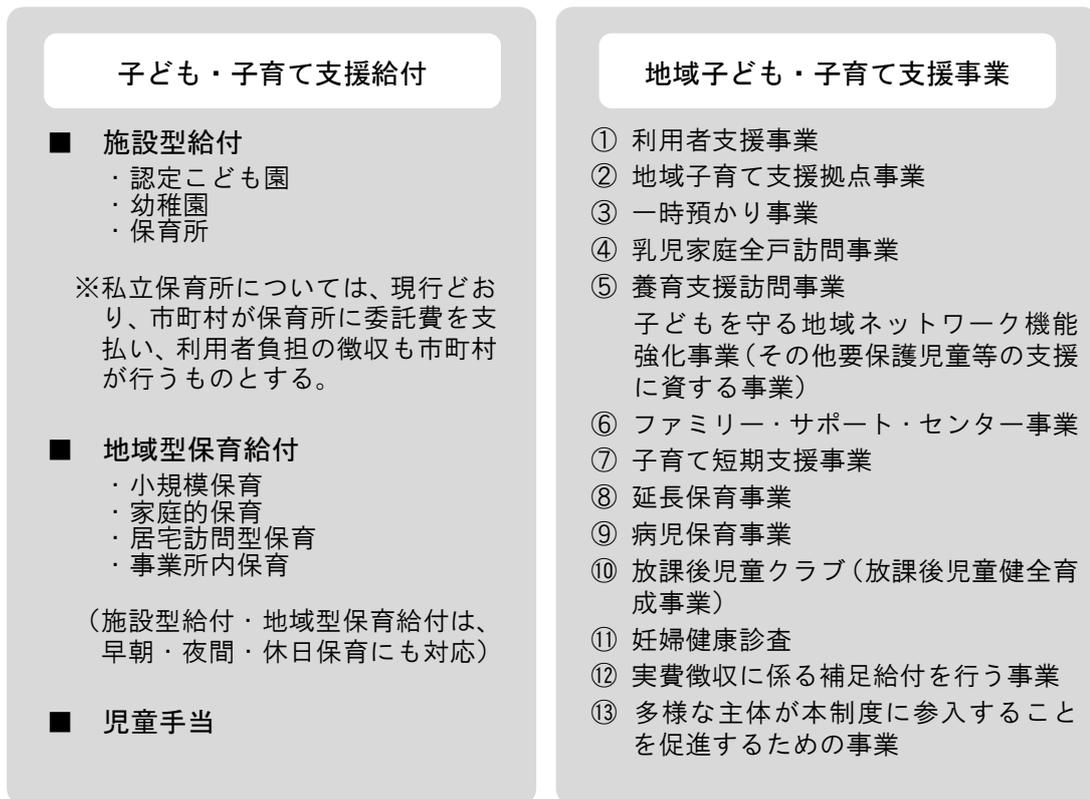
資料：国子ども・子育て会議資料



(2) 地域子ども・子育て支援事業の種類

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。この事業は子ども・子育て支援法で13事業定められており、その13事業は交付金の対象となります。

図 序.4 新制度における事業の体系



(3) 保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援法では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定したうえで、給付を支給する仕組みとなっています。

■ 認定区分

認定は次の1～3号の区分で行われます。

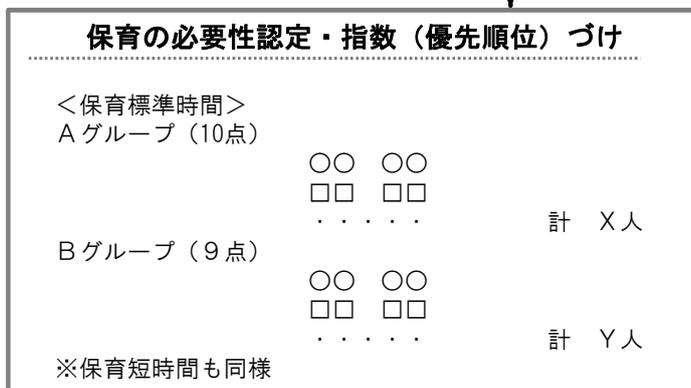
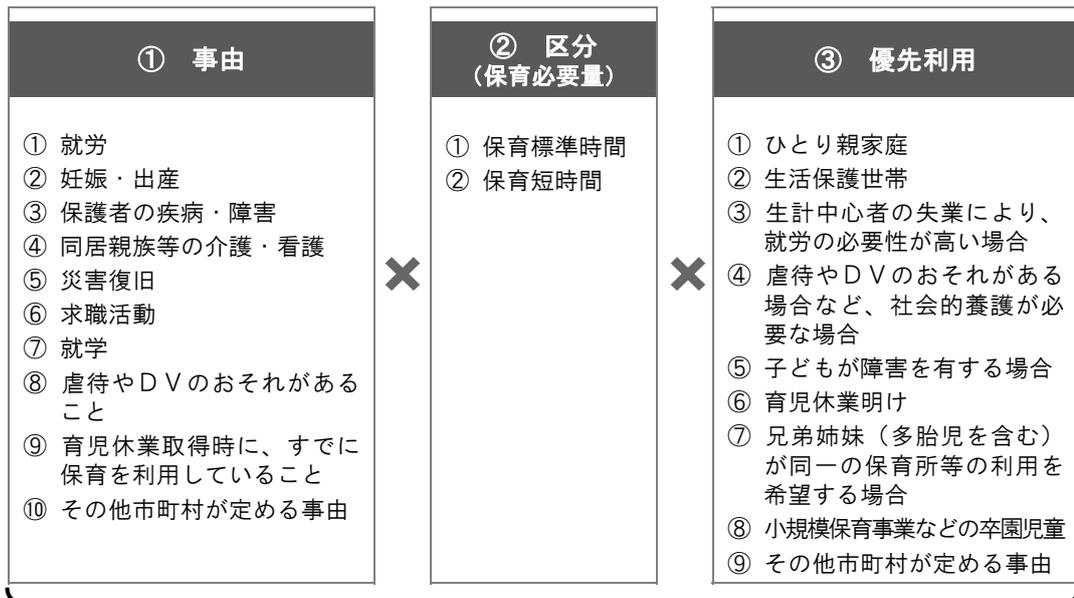
認定区分	対象者	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園 小規模保育等

■ 認定基準

保育の必要性の認定（2号、3号の保育の必要性の認定を受ける子ども）にあたっては以下の3点について基準を策定します。

事 由	① 就労 フルタイムのほか、パートタイム、夜間の就労など基本的にすべての就労 ② 就労以外の事由 保護者の疾病・障害、産前産後、同居親族の介護、災害復旧、求職活動及び就学等、またそれらに類するものとして市町村が定める事由
区 分	① 保育標準時間 主にフルタイムの就労を想定した長時間利用（現行の11時間の開所時間に相当） ② 保育短時間 主にパートタイムの就労を想定した短時間利用（原則的な保育時間である8時間までの利用）
優先利用	○ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等

図 序.5 保育の必要性の認定



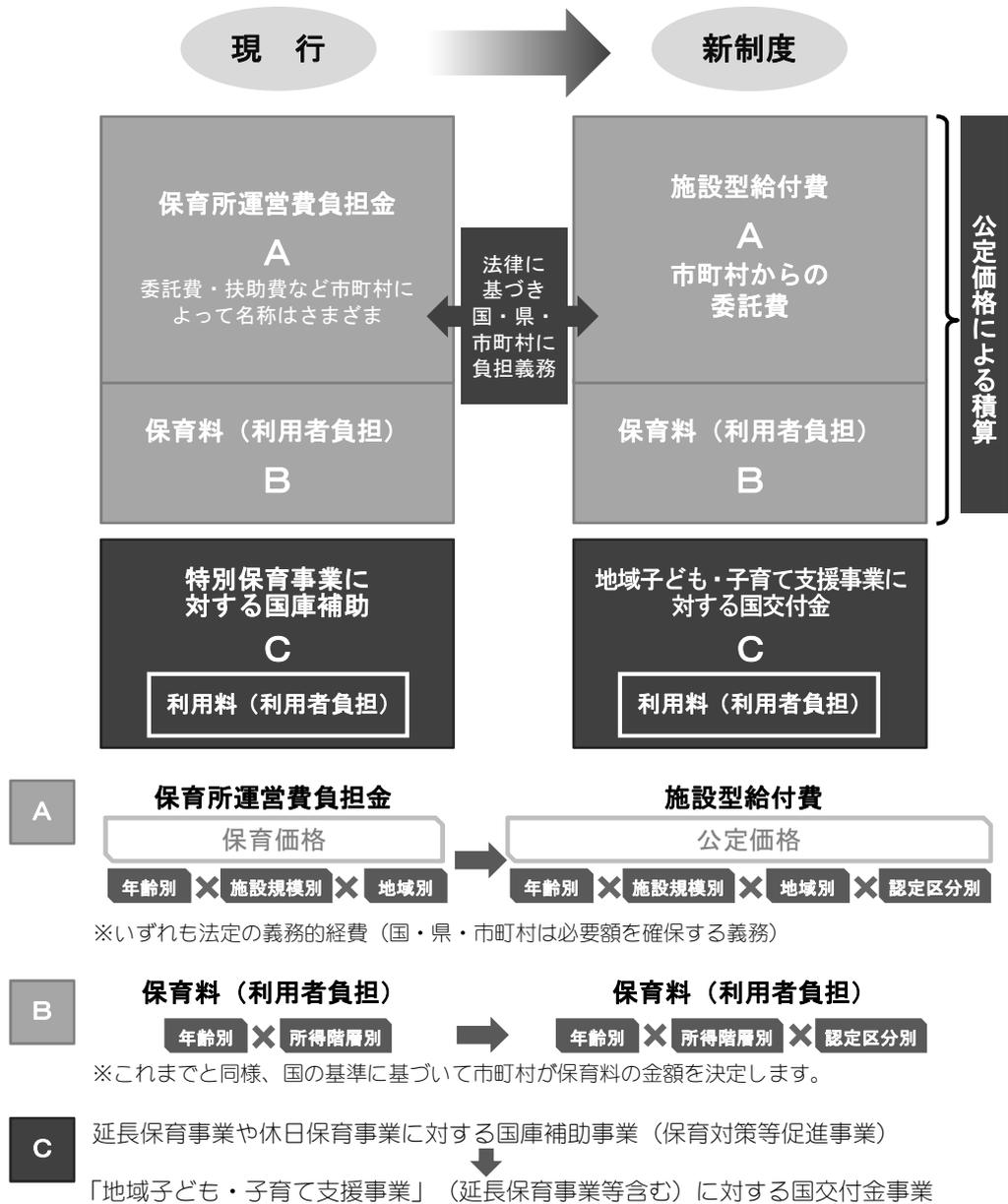
資料：内閣府、第11回子ども・子育て会議配布資料「保育の必要性の認定について」対応方針案



4 新制度における公費の仕組み

新制度では保育所に対する公費の名称は変更されますが、従来と同じ仕組みとなっています。

図 序.6 新制度における公費の仕組みの変更イメージ（保育所）



(1) 施設型給付の算定方法

施設型給付は以下の式で算定されます。

$$\text{公定価格} - \text{保育料} = \text{施設型給付費}$$

施設型給付費（市町村から）、保育料（園児の保護者から）のほかに、保護者から入学時納付金・入学検定料・教材費等の納入を受け、教育・保育施設の収入とすることができます。

◆ 公定価格

教育・保育に通常要する費用の額を勘案し、内閣総理大臣が定める基準により算定されます。

【想定される単価設定の考え方】

- 施設規模別：施設規模が大きいほど低い設定←スケールメリットを反映
- 地域別：園の所在地域による。都市部ほど高い設定←物価水準を反映
- 児童の年齢別：年齢が低いほど高い設定←人員配置の手厚さを反映
- 認定区分別：1号より2号、2号より3号が高くなる設定←時間の長さを反映（幼稚園については1号認定の子どものみ）

◆ 保育料（利用者負担）

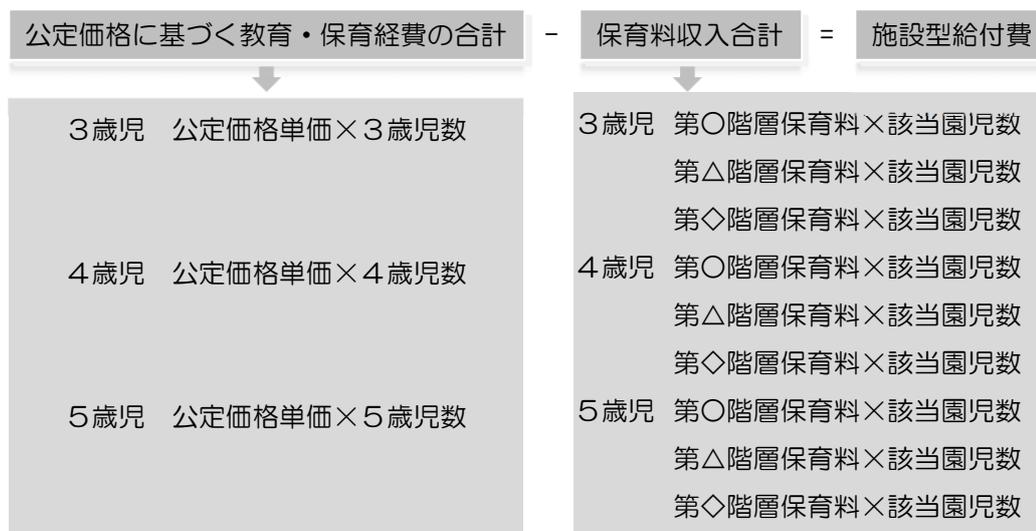
利用者の所得（市町村民税を基準）に応じて利用者の居住地の市町村が定めます。

- 保護者の所得、在住市町村によって保育料が異なります。
- 保育所利用者は現在と同様、市町村に納めます。

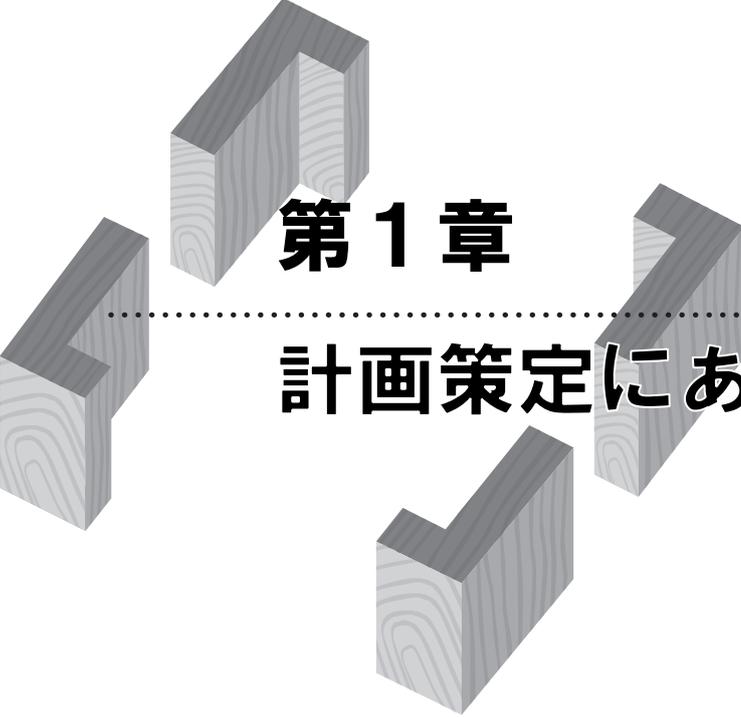
◆ 施設型給付費

○利用者の在住市町村に請求し、在住市町村から園に支払われます。（毎月支払い）

図 序.7 施設型給付費の算定イメージ（施設型給付対象の幼稚園の場合）



※園児数は当該月の初日登録児童数、園の規模・所在地に応じた単価表で計算



第1章

計画策定にあたって



第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

前述した国の少子化対策と連動して、十和田市（以降「本市」という。）においても、平成15年に制定された「次世代育成支援対策推進法」に基づき、平成17年度に十和田市次世代育成支援行動計画（前期計画）を策定し、子育て支援の推進に努めてきました。その5年後の平成22年度に改訂した後期計画では、社会情勢のさらなる変化や、より多様化する市民ニーズにも対応できるよう前期計画を評価し、新たに仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を実現する視点を追加するなど、必要な見直しを行いました。

平成24年8月に「子ども・子育て関連3法」が成立し、3法の一つである「子ども・子育て支援法」では、「我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法その他の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与する」ことを目的としています。

子ども・子育て支援については、この法の目的を達成するため、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとする必要があります。

このため、本市では子ども・子育て支援に係る現在の利用状況や潜在的な利用希望を含めたニーズを把握した上で、市内における教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保の内容とその実施時期等を盛り込んだ「十和田市子ども・子育て支援事業計画」（以降「本計画」という。）を作成し、この計画をもとに、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施することとしました。

2 計画の位置づけ

本計画は、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく計画として、国の定めた基本指針に即して、策定するものです。

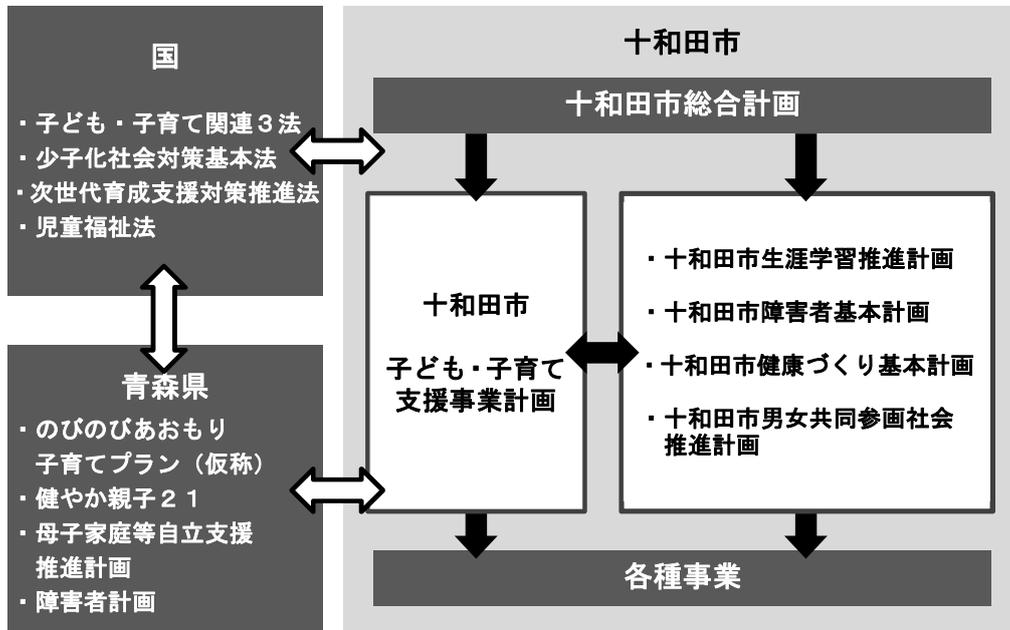
また、平成26年4月に改正次世代育成支援対策推進法が成立し法の有効期間が10年間延長されたため、これまで市が取り組んできた次世代育成支援行動計画を踏まえながら、子ども・子育て支援に関する様々な分野の施策を総合的・一体的に進めるため、関連計画との整合性を図って策定しました。



3 他計画との関係

本計画の策定にあたっては、関連する「十和田市総合計画」をはじめ「十和田市生涯学習推進計画」「十和田市障害者基本計画」等との整合性を図りました。

図1.1 他計画との連携

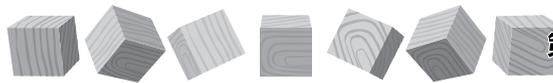


4 計画期間

本計画の期間は、法律に基づき平成27年度から平成31年度までの5年間とし、平成26年度に策定しました。

図1.2 計画期間



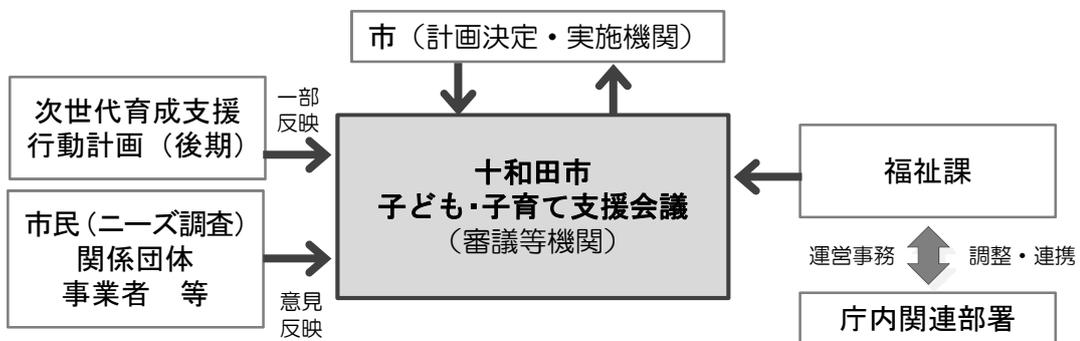


5 計画の策定体制と市民意見の反映

市民公募委員、学職経験者、関係団体代表などから構成される「十和田市子ども・子育て支援会議」を設置し、計画策定に向けて事業のあり方や事業ニーズ量などの必要な項目について審議を行い、その結果を計画書に反映しました。

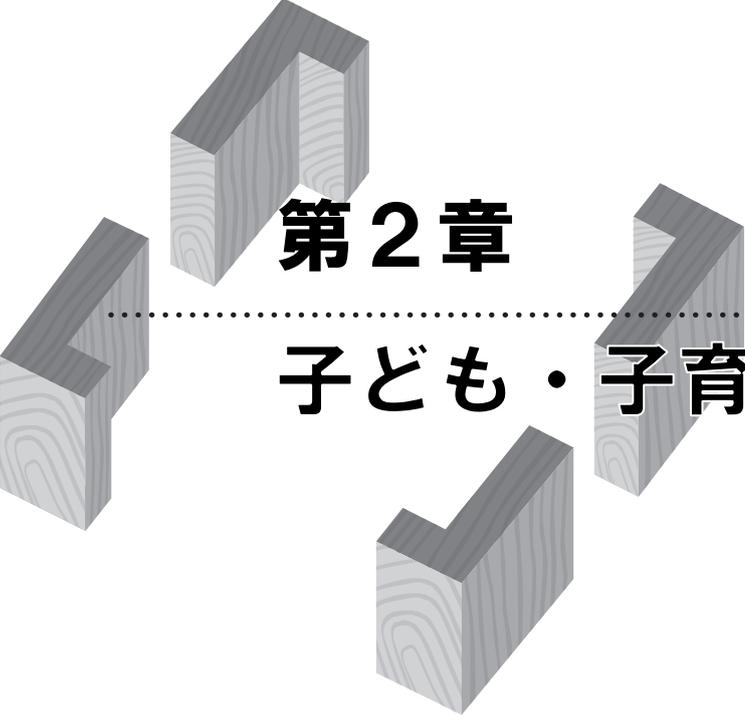
また、本市の子育て支援等に関わるニーズの把握のため、子育て中の保護者を対象としたアンケート形式のニーズ調査を行いました。調査結果から得られた子育ての現状や今後子育て支援に係る意向等は、新たなサービスの目標事業量等の設定を行うための基礎資料として活用しました。計画書（最終案）ができた段階においてパブリックコメントを行い、市民からの計画に対する意見等を精査しながら必要に応じて計画書に反映するなど、市民意見の反映に努めました。

図1.3 計画の策定体制



6 県や近隣市町村との連携

子ども・子育て支援事業のニーズ量の設定や確保策の検討にあたっては、庁内の関係部署が県や近隣市町村と協議・調整を行いながら、市民のニーズに対応できるよう相互に連携を図りました。



第2章

子ども・子育て支援の

現状と課題

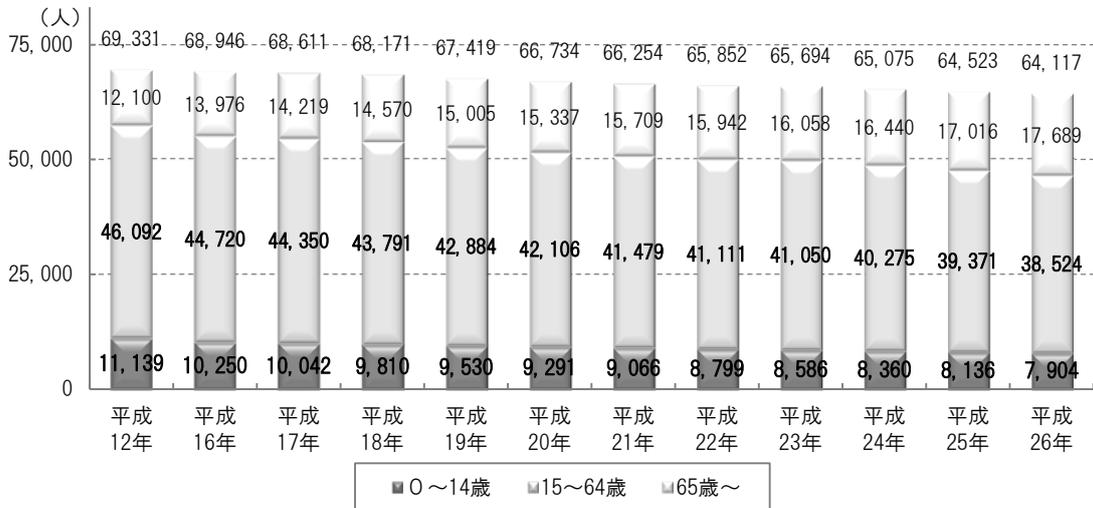
第2章 子ども・子育て支援の現状と課題

1 本市における人口と子ども人口の状況

(1) 人口と子ども人口の推移

本市の人口は合併後の平成17年以降も減少し続けています。3階級別人口をみると、平成12年以降老年人口（65歳以上）は大きく増加し、生産年齢人口（15～64歳）、年少人口（0～14歳）は減少傾向で推移しています。

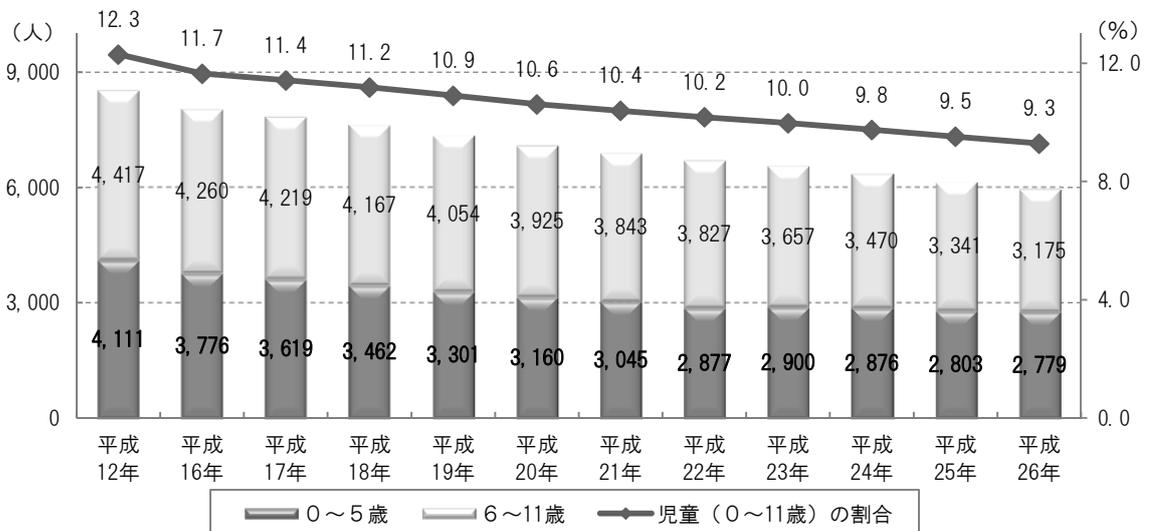
図2.1 3階級別人口の推移



資料：住民基本台帳（各年3月31日）

子ども人口（就学前児童および小学校児童）もまた、平成12年以降減少していることから、総人口に対する児童（0～11歳）の割合は徐々に低下しています。

図2.2 人口と子ども人口の推移

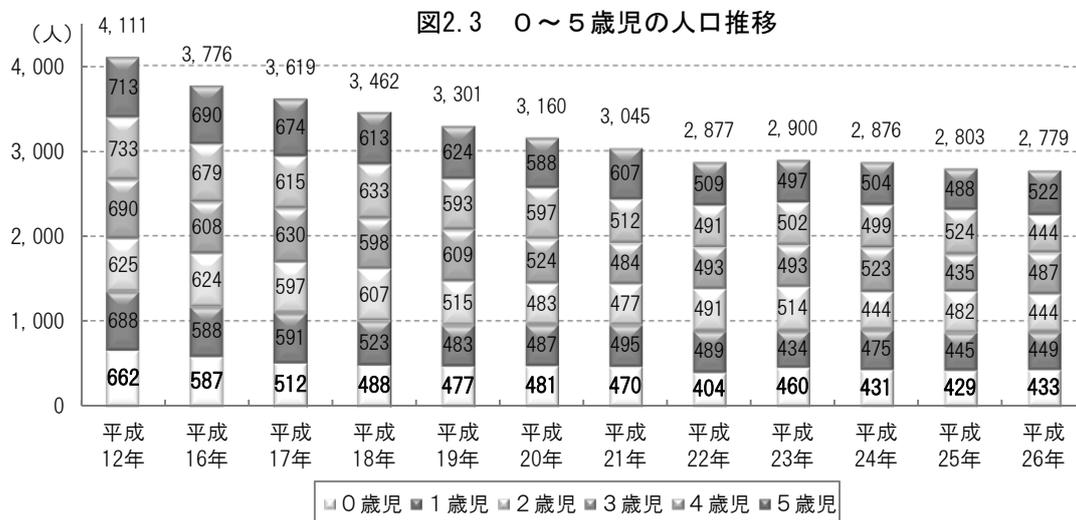


※児童（0～11歳）の割合は総人口に占める児童の割合

資料：住民基本台帳（各年3月31日）



就学前児童（0～5歳）の1歳階級別人口推移をみると、平成17年から平成26年にかけて、0歳児では80人弱、それ以外の階級では150人前後減少しています。また、0歳児は平成23年には大きく増加したものの、ほぼ毎年減少傾向にあります。このように0歳児人口・生産年齢人口（15～64歳）がともに減少していることから今後も児童数の減少は続くものと見込まれます。

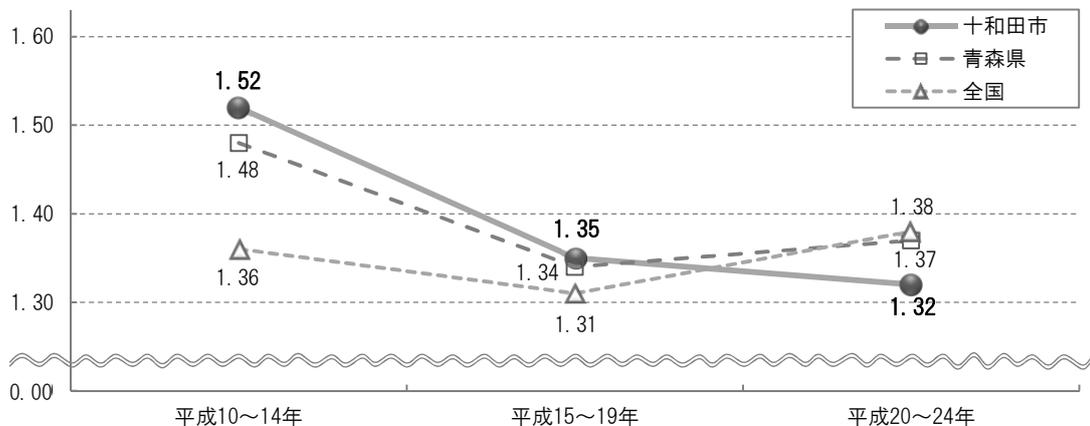


資料：住民基本台帳（各年3月31日）

（2）合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率※は、平成10～14年から平成15～19年にかけて全国・県を上回ってはいるものの両者と同様に大きく低下しています。全国・県の合計特殊出生率はその後平成20～24年にかけて上昇していますが、本市では低下が続いていることから両者を下回る状況となっています。

図2.4 合計特殊出生率の推移



※「合計特殊出生率」とは、女性が一生の間に産むと考えられる子どもの数

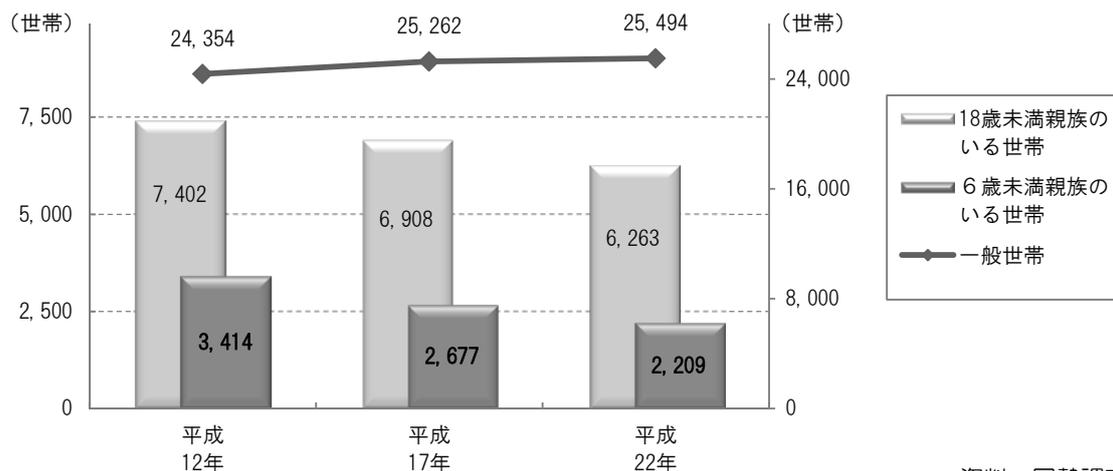
資料：厚労省 人口動態保健所・市区町村別統計

2 子育て家庭の状況

(1) 子育て世帯の推移

平成12年から平成22年の子育て世帯の推移をみると、一般世帯は増加しているものの、6歳未満親族のいる世帯、18歳未満親族のいる世帯はともに減少しています。

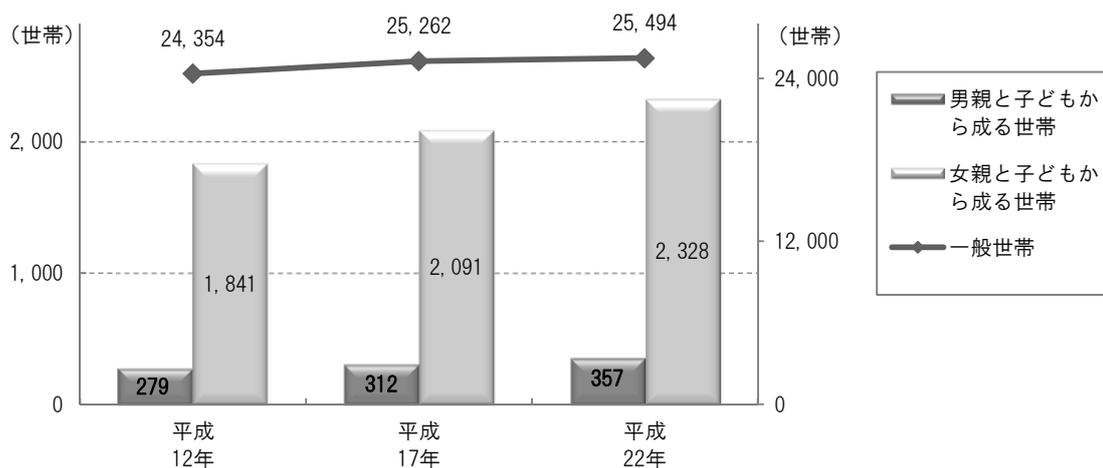
図2.5 子育て世帯（18歳未満の子どもがいる世帯）の推移



資料：国勢調査

また、ひとり親世帯の推移をみると、男親・女親と子どもから成る世帯はともに増加しています。特に女親世帯の増加の幅が大きい状況です。

図2.6 ひとり親世帯の推移



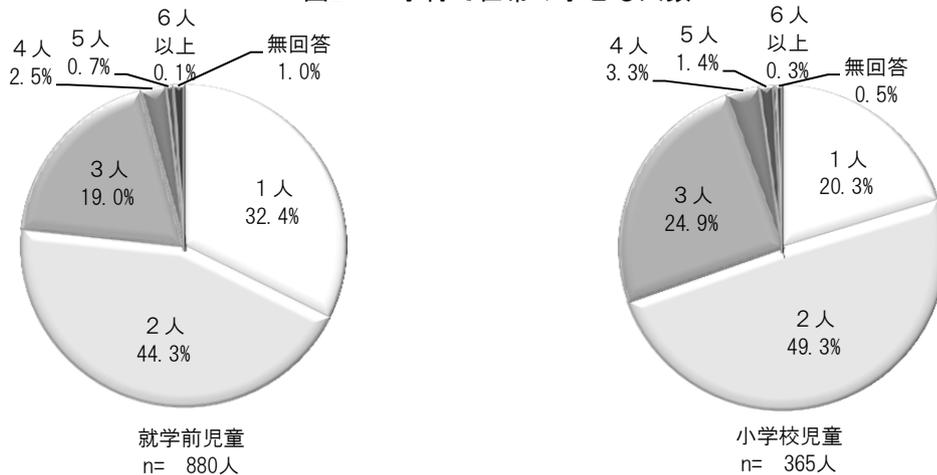
資料：国勢調査



(2) 子育て世帯の子ども人数と主な保育者

調査結果をみると、回答された就学前児童の世帯に対する子どもの人数は、「2人」が最も多く、次いで「1人」「3人」の順となっています。一方、小学校児童では「2人」が最も多く、次いで「3人」「1人」の順となり、「2人」以上の世帯が多くなっています。

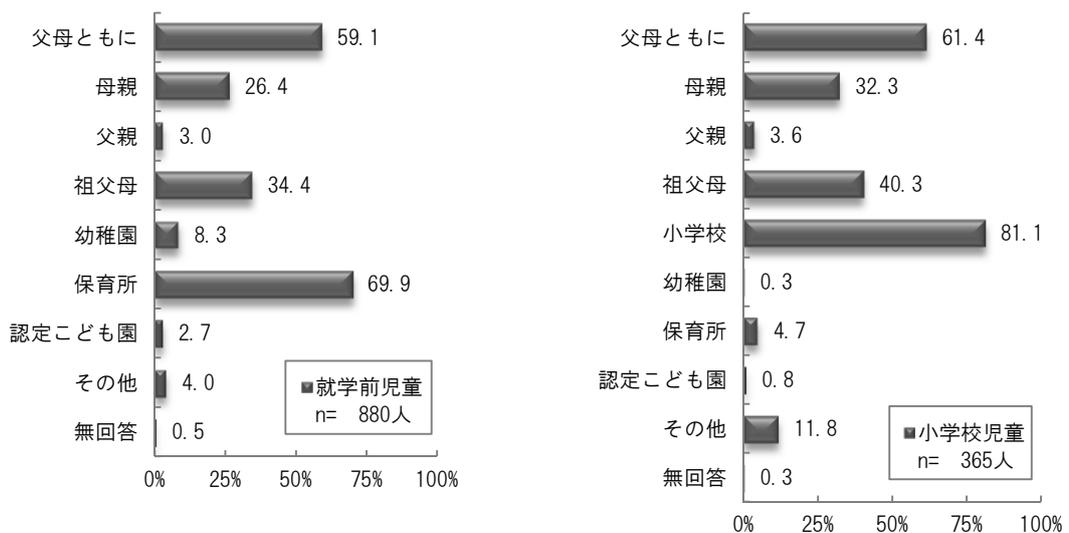
図2.7 子育て世帯の子ども人数



資料：子ども・子育て支援に関する調査結果（平成25年11月）

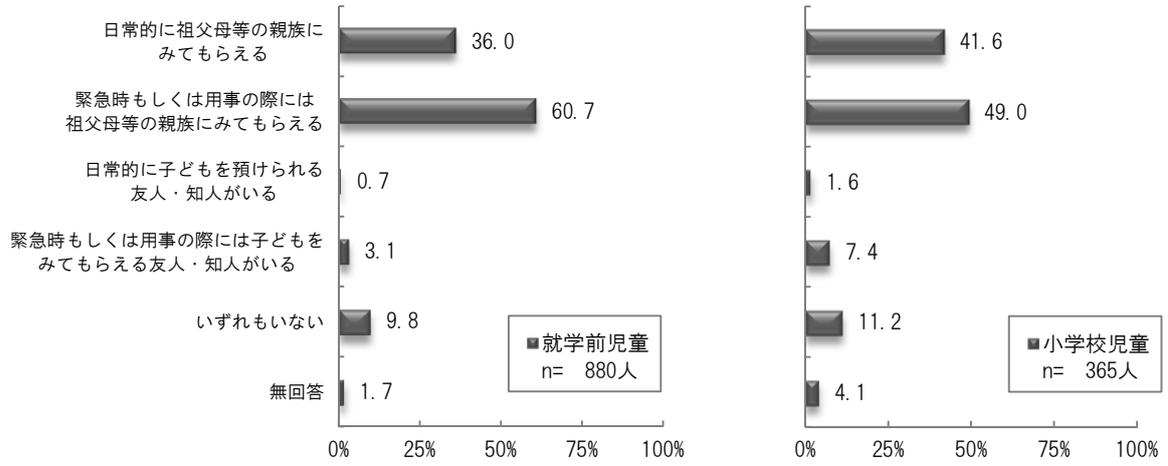
また、就学前児童の世帯で日常的に子育てに関わっている方（施設含む）は、「保育所」が最も多く、次いで「父母ともに」「祖父母」「母親」の順となっています。その一方で、育児するうえで孤立状態となる「（親族等協力者は）いずれもない」方は約1割となっています。

図2.8 日常的に子育てに関わっている方



資料：子ども・子育て支援に関する調査結果（平成25年11月）

図2.9 主な親族等協力者の状況



資料：子ども・子育て支援に関する調査結果（平成25年11月）

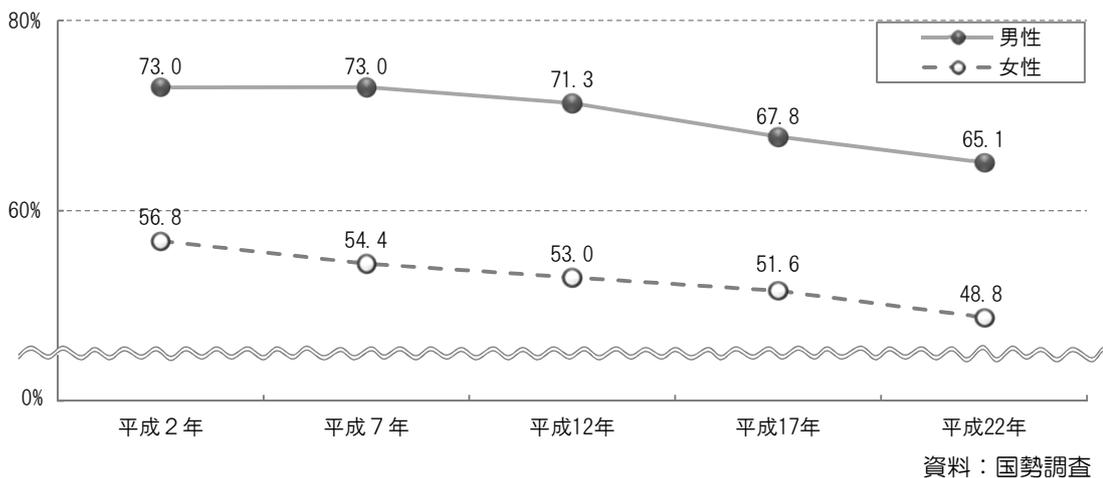


3 就労状況

(1) 本市の就業率

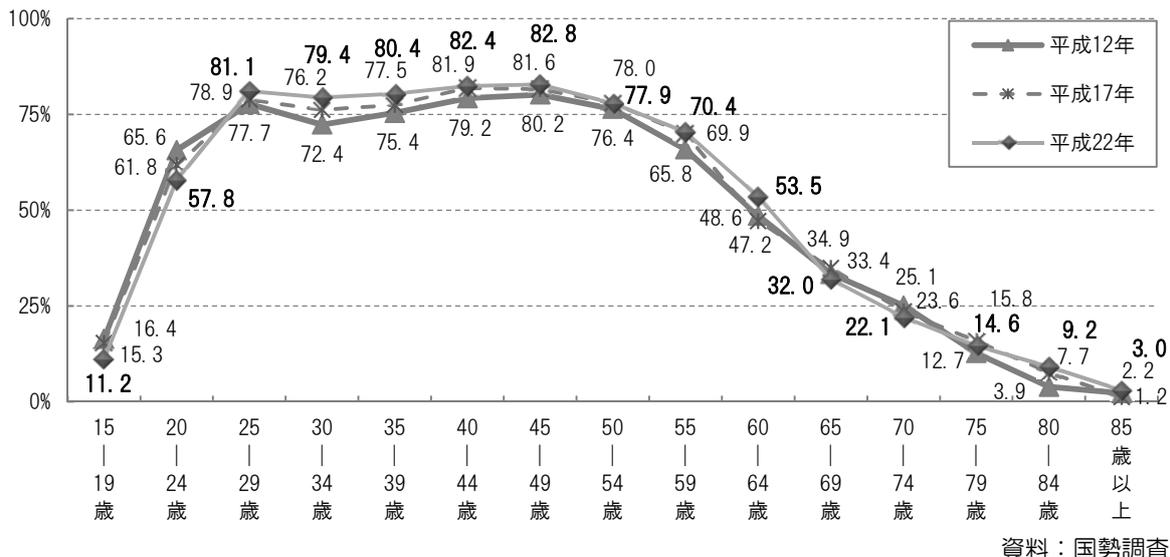
本市の15歳以上の就業率をみると男女ともに低下しており、その理由として既に離職した高齢者の増加が要因のひとつになっていると推測されます。

図2.10 男女別就業率の推移



女性の年齢別労働力率は、微増ではありますが年々高まっており、25～29歳と45～49歳をダブルピークにゆるやかなM字カーブとなっています。これは、女性の結婚前と子どもの育児（子育て）期間終了後に上昇するものであり、今後も引き続き仕事と子育ての両立ができるよう、子育て家庭の支援や女性の社会進出をさらに後押ししていく必要があります。

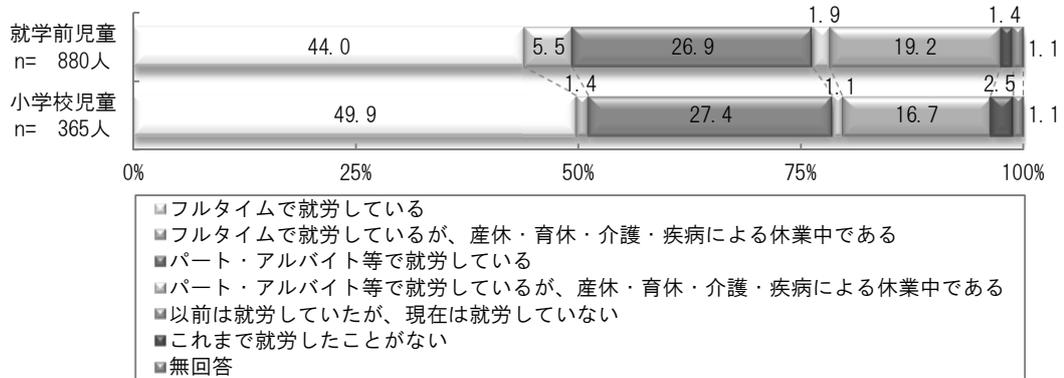
図2.11 女性の年齢別労働力率



(2) 母親の就労状況

就学前児童の母親ではフルタイム等の就業形態にかかわらず「就労している」方は約7割、現在「産休・育休・介護・疾病による休業中である」方は1割未満となっています。一方、小学校児童の母親では「就労している」方が8割近い状況です。

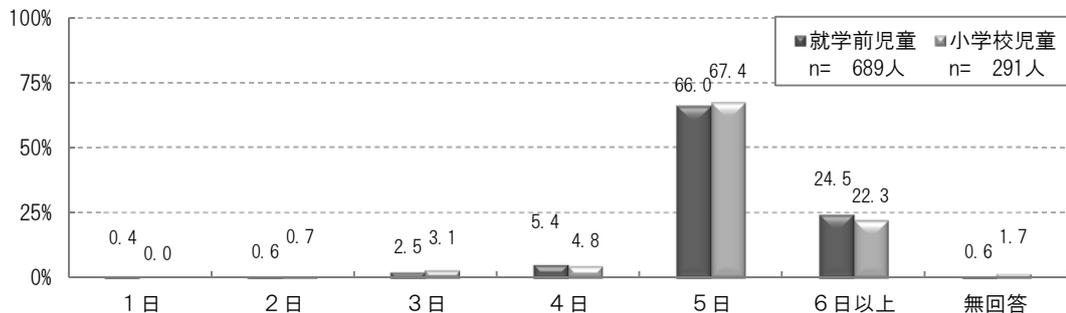
図2.12 母親の就労状況



資料：子ども・子育て支援に関する調査結果（平成25年11月）

母親の就労日数をみると、就学前児童と小学校児童ともに「5日」が最も多くなっていますが、「6日以上」でもともに2割を超えていることから、必要に応じた休日保育事業の整備が必要となります。

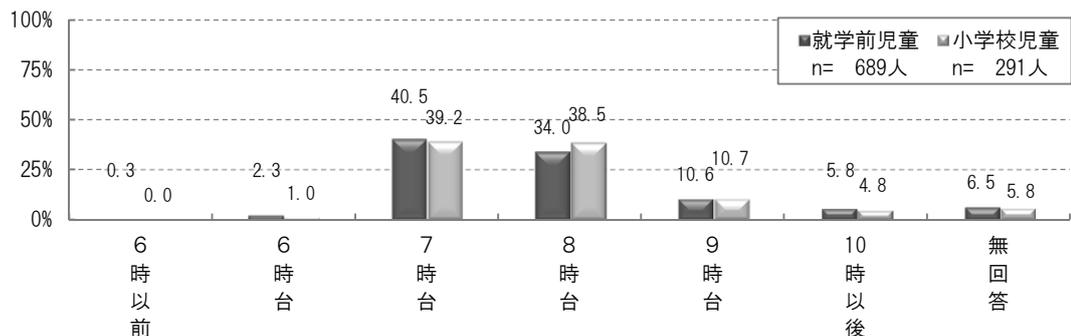
図2.13 母親の就労日数



資料：子ども・子育て支援に関する調査結果（平成25年11月）

母親の出勤時間をみると、就学前児童と小学校児童ともに「7時台」「8時台」が多くなっています。

図2.14.1 母親の出勤時間

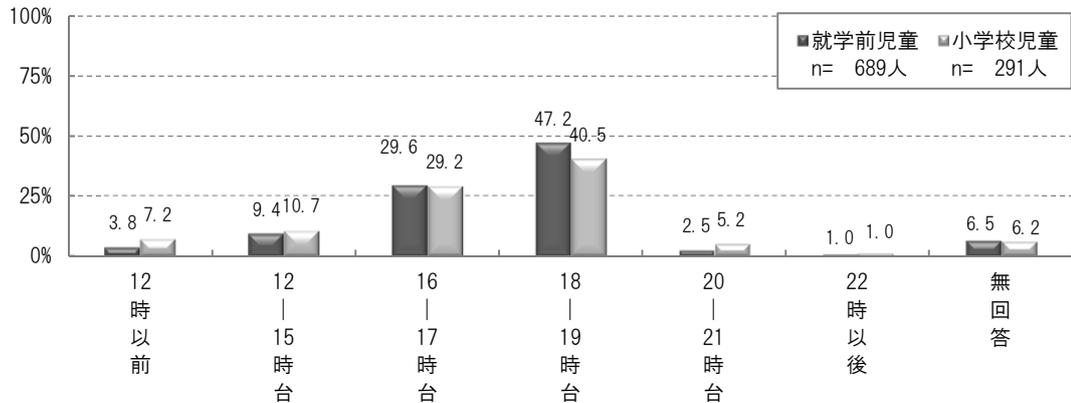


資料：子ども・子育て支援に関する調査結果（平成25年11月）



一方、帰宅時間は「20—21時台」以降の方が少ないことから、「18—19時台」まで利用できる延長保育の整備が必要となります。

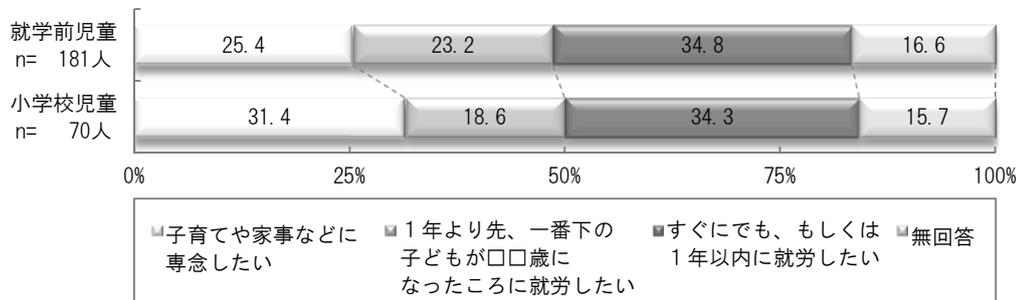
図2.14.2 母親の帰宅時間



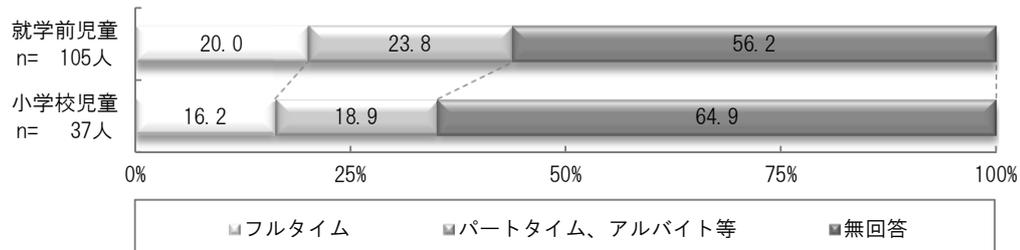
資料：子ども・子育て支援に関する調査結果（平成25年11月）

現在就労していない母親の今後の就労希望をみると、就学前児童と小学校児童ともに「1年以内に就労したい」方が3割台となっています。就労希望者の1～2割台が「フルタイム」で、2割前後が「パートタイム、アルバイト等」での就労を望んでいることから、教育・保育事業の潜在的な利用希望者が見込まれます。

図2.15 就労していない母親の今後の就労希望



希望する就労形態



資料：子ども・子育て支援に関する調査結果（平成25年11月）

4 子育て支援事業の提供体制と利用状況

(1) 子育て支援事業の提供体制

本市の子育て支援事業の提供体制は、平成26年10月末時点で下表のとおりとなっています。また、幼児期の教育・保育事業では平成26年度やそれ以前の年度においても待機児童はいませんでした。

表2.1 子育て支援事業の提供体制（平成26年10月）

子育て支援サービス事業名		単位	施設数等	定員数（人）
1 幼児期の教育・保育事業				
幼稚園		か所	3	420
認定こども園		か所	1	180
認可保育所		か所	23	1,650
2 地域型保育事業				
小規模認可保育所		か所	0	0
家庭的保育		か所	0	0
居宅訪問型保育		か所	0	0
事業所内保育施設		か所	2	37
自治体の認証・認定の保育所		か所	0	0
認可外保育施設		か所	8	475
3 地域の子育て支援事業				
子育て短期支援事業		か所	0	0
地域子育て支援拠点事業		か所	7	—
一時預かり事業		か所	1	—
病児保育事業		か所	1	1日：6人
ファミリー・サポート・センター事業	支援会員	人	48	—
	利用会員	人	398	—
放課後児童クラブ（学童保育）		か所	9	415

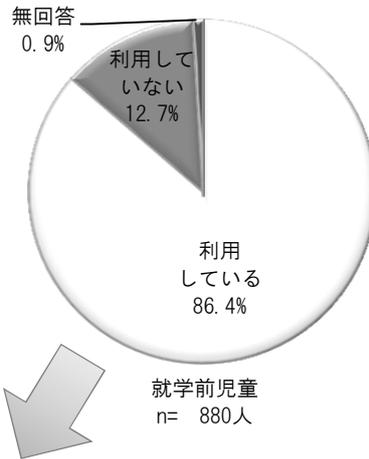
資料：福祉課子育て支援係調



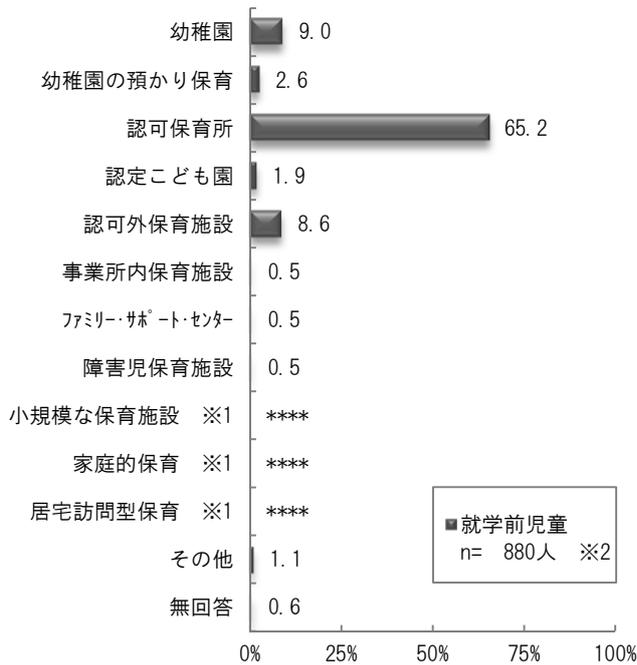
(2) 子育て支援事業の利用状況

定期的な教育・保育事業（全体）を利用している就学前児童は8割台と高く、利用者のほとんどが「認可保育所」を利用し、約1割が「幼稚園」「認可外保育施設」となっています。

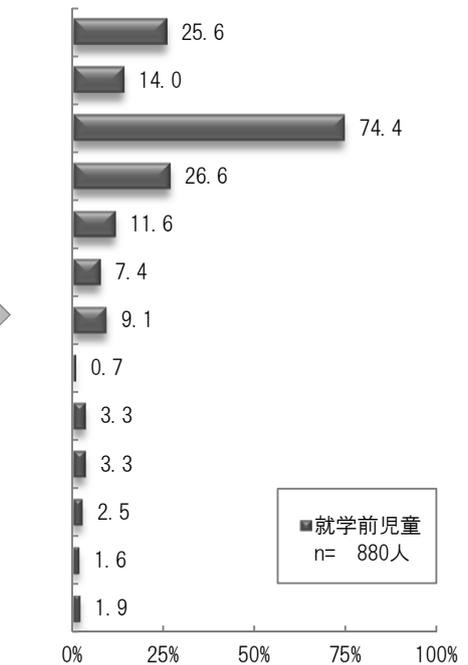
図2.16 定期的な教育・保育事業の利用状況



利用している定期的な教育・保育事業



希望する定期的な教育・保育事業



※1 「小規模な保育施設」「家庭的保育」「居宅訪問型保育」は、本市では実施していません。

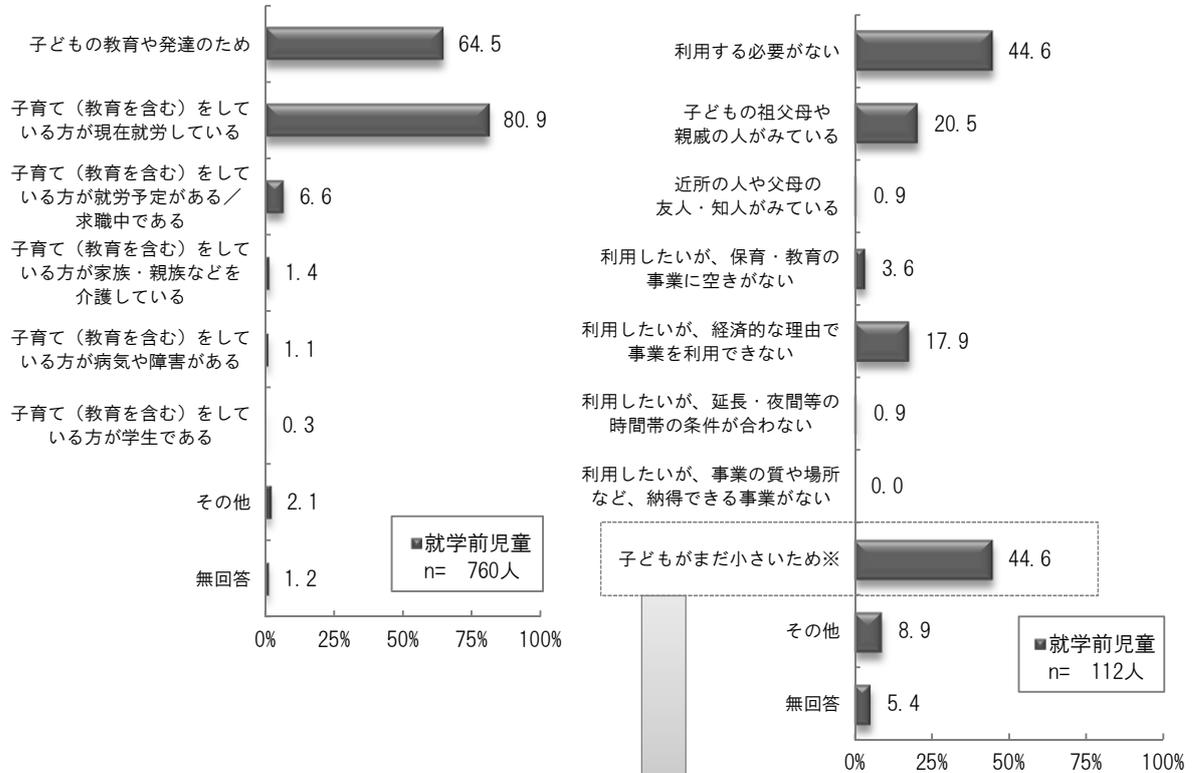
※2 利用している定期的教育・保育事業の割合は、有効回答者(880人)のうちの各利用者割合のみを記載している(利用していない人の割合を記載していない)ため、合計しても100%となりません。

※複数回答のため、各割合を合計すると100%を超えます。

資料：子ども・子育て支援に関する調査結果（平成25年11月）

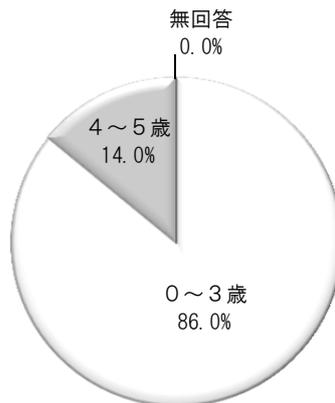
定期的な教育・保育事業を利用している方のほとんどは、「現在就労している」「子どもの教育や発達のため」に預けているようです。また、利用していない方の理由は「子どもがまだ小さいため」と「利用する必要がない」がともに4割台となっています。

図2.17 定期的な教育・保育事業を利用する理由と未利用理由



※(何歳になったら利用しようと考えているか。)

利用を希望する子どもの年齢



就学前児童
n= 50人

資料：子ども・子育て支援に関する調査結果（平成25年11月）



5 次世代育成支援行動計画の進捗評価

次世代育成支援行動計画の後期計画は、7つの基本目標と22施策92事業により構成され、その結果として目標達成できた25事業（27.2%）、推進できた40事業（43.5%）、計画当初と同じであった15事業（16.3%）、停滞している2事業（2.2%）、未実施だった5事業（5.4%）という進捗評価となりました。

未実施の事業（5事業）と停滞している事業（2事業）は、以下のような内容となります。

- 基本目標「（1）地域における子育て支援の充実」では、施策「④児童健全育成支援の充実」の中の事業「青少年環境浄化活動の推進」が未実施となっています。
- 基本目標「（2）母性並びに乳幼児の健康確保および増進」では、施策「①こどもや母親の健康の確保」の中の事業「障害児相談（たんぼぼ教室）」が停滞となっています。
- 基本目標「（3）子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備」では、施策「②子どもの生きる力の育成にむけた学校教育の整備」の中の事業「人材活用事業の実施」が停滞となっており、「運動部活動地域連携実践事業」「歯科保健対策の推進」及び施策「④子どもを取り巻く有害環境対策の推進」の中の事業「青少年相談事業の充実」が未実施となっています。
- 基本目標「（6）子どもの安全確保の推進」では、施策「②子どもを犯罪の被害から守るための活動の推進」の中の事業「子どもの緊急通報措置の整備」が未実施となっています。

表2.2 施策の進捗評価

施策名		事業数	目標達成	推進	現状維持	停滞	未実施	評価できず
計画全体		92	25	40	15	2	5	5
（1）地域における子育て支援の充実		19	9	4	3	0	1	2
①	保育サービスの充実	8	3	3	1	0	0	1
②	地域における子育ての支援	2	1	1	0	0	0	0
③	子育て支援ネットワークづくり	3	3	0	0	0	0	0
④	児童健全育成支援の充実	6	2	0	2	0	1	1
（2）母性並びに乳幼児の健康確保および増進		18	5	8	3	1	0	1
①	こどもや母親の健康の確保	12	4	6	0	1	0	1
②	食育の推進	3	0	2	1	0	0	0
③	思春期保健対策の充実	2	0	0	2	0	0	0
④	小児医療体制の整備	1	1	0	0	0	0	0
（3）子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備		23	7	7	4	1	3	1
①	次代の親の育成	23	7	7	4	1	3	1
②	子どもの生きる力の育成にむけた学校教育の整備							
③	家庭や地域の教育力の向上							
④	子どもを取り巻く有害環境対策の推進							

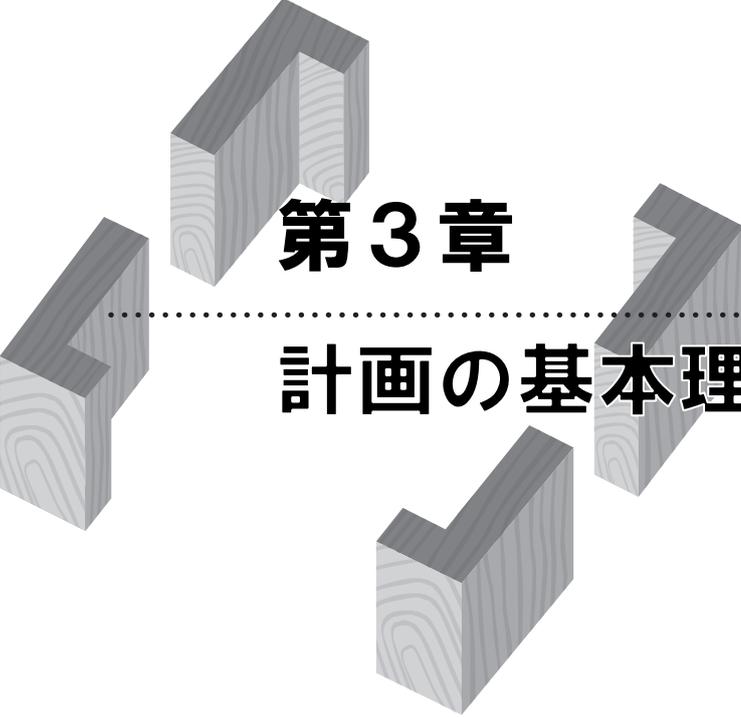
(4) 子育てを支援する生活環境の整備		6	2	3	0	0	0	1
①	安全な道路交通環境の整備	6	2	3	0	0	0	1
②	安全で安心できるまちづくりの推進							
(5) 子育てと仕事の調和の実現 (※職業生活と家庭の両立の推進)		3	0	2	1	0	0	0
①	多様な働き方の実現及男女共同参画社会の推進	3	0	2	1	0	0	0
②	仕事と家庭の調和							
(6) 子どもの安全確保の推進		11	1	5	4	0	1	0
①	子どもの交通安全を確保するための活動の推進	11	1	5	4	0	1	0
②	子どもを犯罪の被害から守るための活動の推進							
③	被害に遭った子どもの保護の推進							
(7) 要保護児童へのきめ細やかな取組の推進		12	1	11	0	0	0	0
①	児童虐待防止対策の充実	12	1	11	0	0	0	0
②	ひとり親家庭等の自立支援の推進							
③	障害児施策の推進							



6 本市における課題の整理

本計画の策定にあたっては、ニーズ調査の結果や後期計画の施策進捗評価に基づき4つの課題をあげました。これらの課題を解決するための施策を推進します。

- 課題1 本市の平成20～24年合計特殊出生率（1.32）は、現状人口を維持できる2.07よりも低い数値です。そのため、2人以上の子どもがいる家庭であっても、安心して育てられるような社会環境づくりが必要です。
- 課題2 ニーズ調査の結果からの本市の子ども・子育て支援に係る施策に対する保護者の評価を踏まえ、利用者の視点に立った様々な子ども・子育て支援施策を総合的に展開することが必要です。
- 課題3 就労中の母親が小1の壁を乗り越えるためには、放課後児童クラブ（仲よし会）の受け入れ体制の整備とともに児童の資質向上に繋がる事業内容を充実させ、さらには保護者の短時間就労への円滑な移行ができるように、企業の理解が得られるような啓蒙活動が必要です。
- 課題4 周囲の援助を得られない子育て環境にある母親や、気軽に相談できる人や相談機関がない孤立した環境にある母親には、公的機関や地域の人たちが支援できるよう地域ネットワークの充実とともに、地域の子育て支援拠点事業の拡充が必要です。



第3章

計画の基本理念と基本目標



第3章 計画の基本理念と基本目標

1 計画の基本理念

本市では、これまで次世代育成支援対策推進法に基づき「次世代育成支援行動計画」を策定し、「水と緑の輝くこのまちで 家庭や地域が手を携えて 個性豊かな子どもを育てよう」を基本理念に、地域における子育て支援サービスや保育サービスの充実をはじめ、子どもの教育環境の充実等、幅広い施策の展開を図ってきました。

また、本市総合計画では、施策の大綱の中の一つである“安心・安全を支える『くらし感動・創造都市』”が謳われています。これは、すべての市民が安心・安全な生活を営むことができる『くらし感動・創造都市』を目指し、市民の健康づくりや地域医療の充実、ともに支えあう地域福祉活動の推進、子育ての充実、母子・父子家庭への支援など、生活の安全の確保を図るための基本目標の旗印となっています。

本計画の策定にあたり、こうした本市における子育て支援に関する基本的な考え方や、さらに、子ども子育て支援法に基づく基本指針やニーズ調査等における様々な意見等を踏まえるとともに、保護者のニーズばかりに目を向けるのではなく、“子ども中心に考える”といった子どもの視点に立った取組を進めていくという観点で、子ども・子育て支援施策を推進するための方向性を定める、実現したいまちづくりのイメージとして基本理念を次のように定めます。

基本理念

～ 水と緑の輝くこのまちで 家庭や地域が手を携えて
 個性豊かな子どもを育てよう ～

いつでも親子の笑い声が聞こえるまち

くらしに感動が実感できるまち とわだ

次代を担う子どもたちが、健やかに生まれ育ち、恵まれた環境の中で元気にいつまでも住み続け、この素晴らしい十和田市をいつまでも忘れることなく、次世代の親として安心して子どもを生子、子育てを通して親子がともに喜びを実感できる魅力あるまちづくりを目指します。

子育てとは本来、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する姿に感動して、親も親として成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす尊い営みです。

保護者は、子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識を前提とし、また、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識の下、すべての子どもが未来に希望を持って成長できる社会を築いていく必要があります。

本市では、保護者が子育てに不安や負担ではなく喜びや生きがいを感じることができ、そして未来の社会を創り、担う存在であるすべての子どもが大事にされ、健やかに成長できるような社会、すなわち「子どもの最善の利益」が実現される地域社会の実現を目指します。





2 計画の基本目標

本計画の基本理念を実現するために、前計画「次世代育成支援行動計画（後期計画）」の7つの基本目標を踏襲しながら総合的・包括的な目標として再設定し、子ども・子育て支援に係る施策の展開を図ります。

基本目標1 地域における子育て支援の充実

子どもの幸せを第一に考えて、子育てをしているすべての人が安心してゆとりある子育てができるよう、地域における様々な子育ての支援に努めます。

基本目標2 親と子の健康確保および増進

母子保健は、生涯を通じて健康的な生活を送る第一歩であり、次の世代の人々を健やかに生み育てるための基礎となることから、妊娠・出産・子育てが安全に、かつ安心してできるように妊娠初期からの健康管理と指導に努めます。

基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

次代を担う子どもたちが、心豊かに人を思いやる気持ちを持ち、家庭が教育の原点であり、出発点であるとの認識の下、基本的な生活習慣やモラル、自立心や自制心を身に付けるための教育を、学校をはじめとする関係機関で推進します。

基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備

子どもと親がともに安全かつ安心して生活できる環境（公園、道路、居住空間など）の整備に努めます。

基本目標5 子育てと仕事の調和の実現

子育てと仕事の調和の実現を図るため、保育サービスの充実と育児休業取得促進、長時間労働対策に向けた企業への啓発、男女共同参画の推進に努めます。

基本目標6 子どもの安全確保の推進

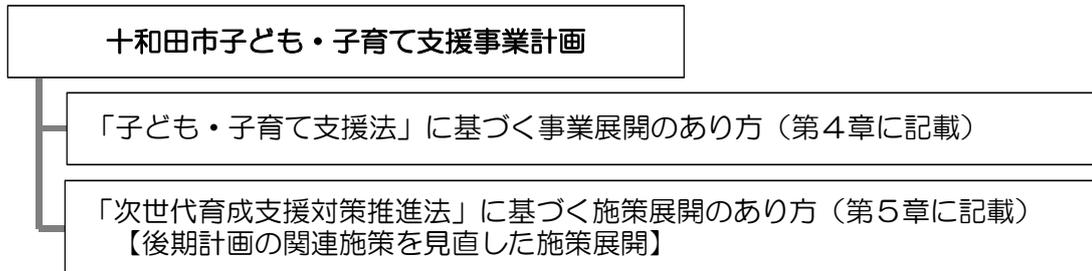
子どもを犯罪から守るため、学校、家庭、地域が協力し関係機関の協力の下、安全な生活環境の整備に努めます。

基本目標7 要保護児童へのきめ細やかな取組の推進

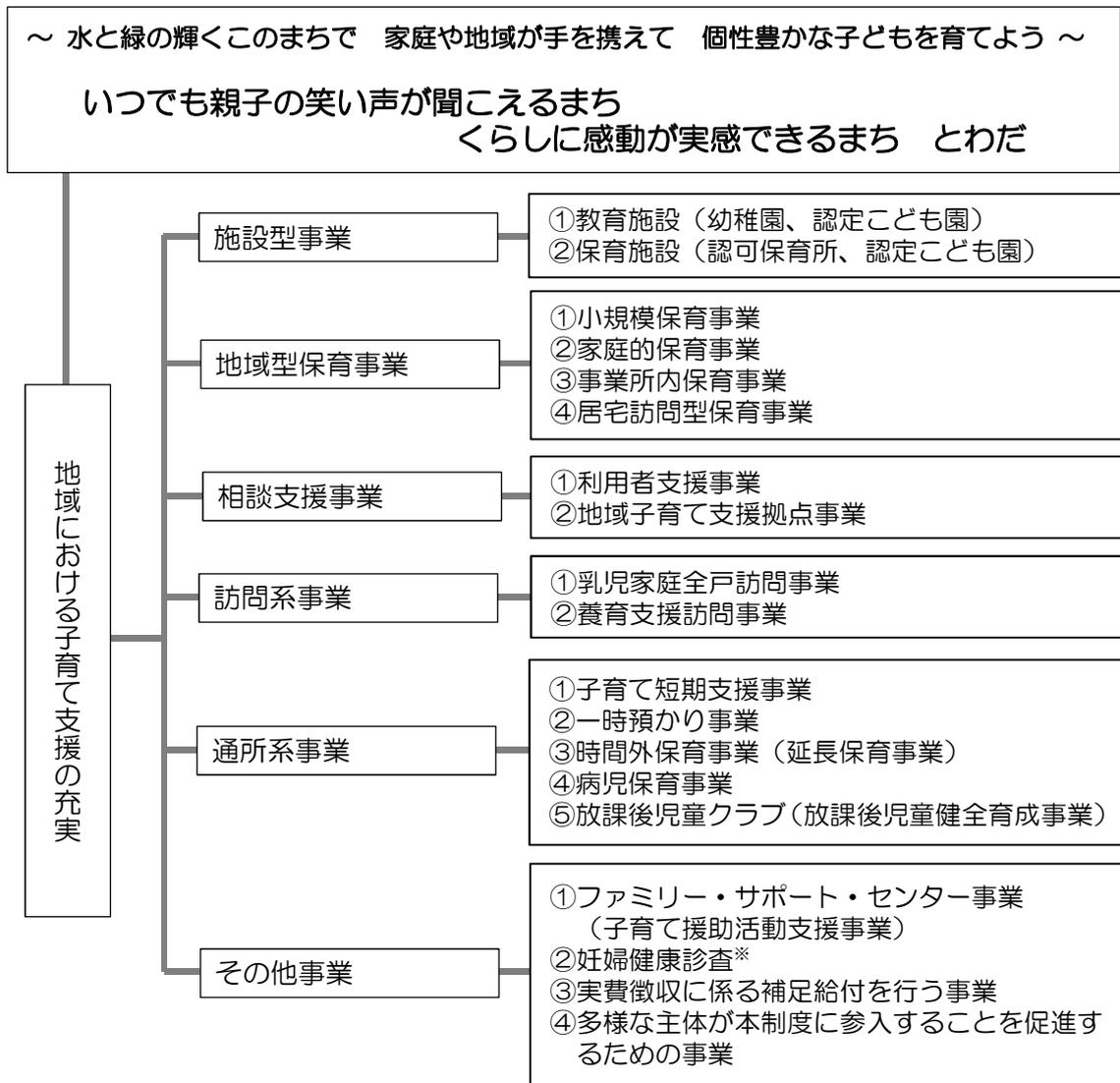
すべての子どもの権利と自由を守るため、ひとり親世帯の自立支援、障害児施策の充実、児童虐待防止に努めます。

3 施策の体系図

本計画は、第1章で記載したとおり「子ども・子育て支援法」に基づいて策定しています。しかし、「次世代育成支援対策推進法」が10年間延長されたことから、「十和田市次世代育成支援行動計画（後期）」の関連施策の見直しを行い、これらの施策もあわせて計画に記載しました。



■子ども・子育て支援法に関する事業体系図



※妊婦健康診査は、基本目標「親と子の健康確保および増進」の中で実施します。



■次世代育成支援対策推進法に関する施策体系図

《基本理念》

《基本目標》

《推進施策》

く水と緑の輝くこのまちで、 いっしょに親子の笑い声が聞こえるまち 家庭や地域が手を携えて 個性豊かな子どもを育てよう くくらしに感動が実感できるまち とわだ	1. 地域における子育て支援の充実	(1) 保育サービスの充実 (2) 地域における子育ての支援 (3) 子育て支援ネットワークづくり (4) 児童健全育成支援の充実
	2. 親と子の健康確保および増進	(1) こどもや母親の健康の確保 (2) 食育の推進 (3) 思春期保健対策の充実 (4) 小児医療体制の整備
	3. 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	(1) 次代の親の育成 (2) 子どもの生きる力の育成にむけた学校教育の整備 (3) 家庭や地域の教育力の向上 (4) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進
	4. 子育てを支援する生活環境の整備	(1) 安全な道路交通環境の整備 (2) 安全で安心できるまちづくりの推進
	5. 子育てと仕事の調和の実現	(1) 多様な働き方の実現および男女共同参画社会の推進 (2) 仕事と家庭の調和
	6. 子どもの安全確保の推進	(1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進 (2) 子どもを犯罪の被害から守るための活動の推進 (3) 被害に遭った子どもの保護の推進
	7. 要保護児童へのきめ細やかな取組の推進	(1) 児童虐待防止対策の充実 (2) ひとり親家庭等の自立支援の推進 (3) 障害児施策の推進